

小規模多機能型居宅介護
利用契約書

社会福祉法人播陽灘
小規模多機能ホーム いやさか

様 (以下「利用者」という。)と社会福祉法人播陽灘の営む小規模多機能ホームいやさか(以下「事業所」という。)は、利用者が当事業所における居室及び共用施設等を使用し、一定期間利用するとともに、当事業所から提供される小規模多機能型居宅介護サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を結びます。

(契約の目的)

- 第1条 当事業所は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう小規模多機能型居宅介護サービスを提供し、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- 2 当事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の介護保険被保険者証に記載された認定審査会の意見に従います。

(契約期間)

第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日～令和 年 月 日までとします。

ただし、上記の契約期間の満了日前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

- 2 前項の契約期間の満了日の14日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

(運営規程の概要)

第3条 当事業所の運営規程の概要(事業の目的、職員の体制、サービスの内容等)、従業員の勤務の体制等は、重要事項説明書に記載したとおりです。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更)

第4条 当事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、利用者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、「居宅サービス」に沿って(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成します。当事業所は(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の内容を利用者及びその家族に説明します。

- 2 (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画には、当事業所で提供するサービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 4 当事業所は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する小規模多機能型居宅介護サービスの目的に従い、小規模多機能型居宅介護サービス計画の変更を行います。
- ① 利用者の心身の状況等の変化により、当該小規模多機能型居宅介護サービス計画を変更する必要がある場合

- ② 利用者が小規模多機能型居宅介護サービス計画の変更を希望する場合
- 5 当事業所は、前項に定める小規模多機能型居宅介護サービス計画の変更を行う際には、利用者及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

(小規模多機能型居宅介護サービス契約の内容及びその提供)

第5条 当事業所は、前条により作成された小規模多機能型居宅介護サービス計画に基づき、利用者に対し小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

ただし、小規模多機能型居宅介護サービス計画を作成する必要がある場合は、当事業所は、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。各種サービスの内容は、重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 当事業所は、利用者の小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。
- 3 利用者及びその後見人、利用者の家族は、必要がある場合は、当事業所に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。
- ただし、この閲覧及び謄写は、当事業所の業務に支障のない時間に行うこととします。

(小規模多機能型居宅介護サービスの利用)

第6条 利用者は、当事業所が提供する小規模多機能型居宅介護サービスの利用にあたっては、利用を希望する期間の初日の1カ月前から、当事業所に対して利用する期間を明示して申し込むことができます。

- 2 前項の申し込みに対して、当事業所は正当な理由がない限り、利用者の利用を拒めません。
- 3 当事業所は、自ら適切な小規模多機能型居宅介護サービスを提供することが困難な場合は、利用者の利用する居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じます。

(身体的拘束その他の行動制限)

第7条 当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

- 2 当事業所が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

また、この場合、当事業所は、事前又は事後速やかに、利用者の後見人又は利用者の家族に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

- 3 当事業所が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、第5条第2項の小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録に次の事項を記載します。
- ① 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
- ② 前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- ③ 前項に基づく利用者の後見人又は利用者の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(協力義務)

第8条 利用者は、当事業所が利用者のため小規模多機能型居宅介護サービスを提供するにあたり、可能な限り当事業所に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第9条 当事業所は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、当事業所が提供した小規模多機能型居宅介護サービスについて利用者及び利用者の後見人又は利用者の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 当事業所は、利用者及び利用者の後見人又は利用者の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることはできません。

(健康管理)

第10条 当事業所は、職員に対して必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるよう誠意を持って指導します。

2 当事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、利用者の主治医又は重要事項説明書に記載する協力医療機関に速やかに連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

第11条 当事業所が提供する小規模多機能型居宅介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、重要事項説明書および料金表に記載したとおりです。

2 利用者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を当事業所に支払います。

3 当事業所は、提供する小規模多機能型居宅介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 当事業所は、利用者が正当な理由もなく小規模多機能型居宅介護サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、キャンセル料の支払いを求めることができます。

5 当事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、2ヵ月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

6 当事業所は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(利用者負担額の滞納)

第12条 利用者が正当な理由なく当事業所に支払うべき利用者負担額を滞納した場合において、当事業所が利用者に対して1ヵ月以内に滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払いがないとき、当事業所は全額の支払いがあるまで次の利用をお断りすることがあります。

(秘密保持)

第13条 当事業所及びその職員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

2 当事業所は、利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題等についての対応を検討する場合において、利用者及びその後見人、家族に関する情報を提供

する必要がある場合には、情報を用いることとします。

3 前項の情報の使用については、本契約をもって同意とみなします。

(利用者の解除権)

第14条 利用者は、現に小規模多機能型居宅介護サービスを利用中でない限り、いつでもこの契約を解除することができます。

2 利用者は、現に小規模多機能型居宅介護サービスを利用中であっても、当事業所に債務不履行、不法行為の事由がある場合、即時にこの契約を解除することができます。

(当事業所の解除権)

第15条 当事業所は、利用者が次の各号に該当する場合は、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

① 第12条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合

② 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、当施設において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき

③ 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

2 当事業所は、利用者が次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除することができます。

① 利用者が伝染性疾患により他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。

② 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、当事業所において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

3 当事業所は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第16条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

① 利用者が、要介護および要支援の認定を受けられなかったとき

② 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の14日前までに利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。

③ 第14条に基づき、利用者が契約を解除したとき

④ 第15条に基づき、当事業所が契約を解除したとき

⑤ 利用者が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき

⑥ 利用者が、死亡したとき

(清算)

第17条 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について当事業所がすでに受領している利用料があるときは、当事業所は利用者に対し相当額を返還します。

(緊急時の対応)

第18条 当事業所は、利用者が入所中に利用者の容態が急変した場合その他必要な場合

は、速やかに利用者の主治医又は協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(損害賠償)

第19条 当事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、当事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、当事業所に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第20条 利用者は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、当事業所は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第21条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、神戸地方裁判所姫路支部を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、契約者及び当事業所の協議により定めます。

上記の契約事項について説明を行い、同意を得たことを証するため、本書2通を作成し、利用者、当事業所が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名 印

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との関係

署名代行事由

住 所

氏 名 印

【法人】

兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北1丁目29番地
社会福祉法人 播陽灘
理事長 田上 龍太郎 印

【事業所】

兵庫県姫路市木場1429番地127
社会福祉法人 播陽灘
小規模多機能ホーム いやさか
(姫路市指定番号 第 2894000666 号)